特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西原村は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県西原村長

公表日

令和2年8月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金に関する事務					
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を国民年金・福祉年金に関する以下の事務にて取り扱う。 ①被保険者の資格取得、喪失等に関する事務 ②年金受給に係る裁定請求、異動等に関する事務 ③国民年金保険料の免除申請等に関する事務 ④特別障害給付金の裁定請求、異動等に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務 ⑥異動報告・所得情報提供などの進達事務					
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム					
2. 特定個人情報ファイル名	ž					
1. 国民年金被保険者ファイルイル	2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4. 特別障害給付金受給者ファ					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、95の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第24条の2、第47条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施しない] 1) 実施する(2) 実施しない(3) 未定					
②法令上の根拠	-					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	住民福祉課					
②所属長の役職名	住民福祉課長 藤吉 昌也					
6. 他の評価実施機関						
-						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	西原村役場 企画商工課 〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259 電話 096-279-3111					
8. 特定個人情報ファイルの	2.20					
連絡先	西原村役場 企画商工課 〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259 電話 096-279-3111					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年7月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年7月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接統	売しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

炙 史回			1 - 11 - 15		
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I 5. 評価実施機関におけ る担当部署 ②所属長	住民課長 西山 春作	住民課長 藤吉 昌也	事後	
平成29年1月4日	I 3. 個人番号の利用 法 令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 別表第一の31の項「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの」	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、95 の項、番号法別表第1の主務省令で定める事 務を定める命令第24条の2、第47条	事後	
平成29年7月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 (1)部署 I 5. 評価実施機関におけ	住民課	住民福祉課	事後	
平成29年7月1日	る担当部署 ②所属長	住民課長 藤吉 昌也	住民福祉課長 塚元 利文	事後	
令和1年6月28日	I 5. 評価実施機関におけ る担当部署 ②所属長	住民福祉課長 塚元 利文	住民福祉課長 藤吉 昌也	事後	
令和2年8月20日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	西原村では国民年金法に基づき、国民年金被保険者と福祉年金受給者の管理を行っている。	国民年金法(昭和34年法律第141号)及び行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号)の規定に従い、特定個人情報を国民年金・福祉年金に関する以下の事務にて取り扱う。 ①被保険者の資格取得、喪失等に関する事務 ②年金受給に係る裁定請求、異動等に関する事務 ③国民年金保険料の免除申請等に関する事務 ④特別障害給付金の裁定請求、異動等に関する事務 ⑥年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務	事後	評価書公表から5年経過による更新
令和2年8月20日	Ⅱ 1.対象者数 いつ時点 の計数か	令和1年6月28日 現在	令和2年7月31日 現在	事後	評価書公表から5年経過による更新
令和2年8月20日	Ⅱ 2. 取扱い者数 いつ時点 の計数か	令和1年6月28日 現在	令和2年7月31日 現在	事後	評価書公表から5年経過による更新
令和2年8月20日	II 3. 重大事故 過去1年以 内に、評価実施機関において 特定個人情報に関する重大 事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	評価書公表から5年経過による更新
				<u> </u>	
			·		